

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-409
処分の種類	保証金の納付目的又は過料への充用			
根拠法令条例等・条項	砂防法第37条			
処分の概要	保証金を納付させた場合における保証金の過料等への充当			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			